

電気需給約款

【低圧】

2026年4月1日実施

テス・エンジニアリング株式会社

電気需給約款目次

I	総則	4
1.	適用	4
2.	定義	4
3.	単位および端数処理	5
4.	実施細目	5
II	契約について	5
5.	電気需給契約の申込みおよび電気需給契約締結前の確認事項	5
6.	契約の要件	6
7.	電気需給契約の成立および契約期間	6
8.	需要場所	6
9.	電気需給契約の単位	6
10.	供給の開始	6
11.	供給の単位	7
12.	電気需給契約書の作成	7
III	料金および契約種別	7
13.	料金	7
14.	契約種別	7
15.	従量電灯 B	7
16.	従量電灯 C	8
17.	低圧電力	9
IV	料金の算定および支払い	10
18.	料金の適用開始の時期	10
19.	検針日	10
20.	料金の算定期間	10
21.	使用電力量等の計量	10
22.	料金の算定	10
23.	料金の支払義務および支払期日	11
24.	料金その他の支払方法	11
25.	保証金	12
V	使用および供給	13
26.	適正契約の保持等	13
27.	力率の保持	13

28.	需要場所への立入りによる業務の実施.....	13
29.	電気の使用に伴うお客さまの協力.....	13
30.	供給の停止.....	13
31.	供給停止の解除.....	14
32.	供給停止期間中の料金.....	14
33.	違約金.....	14
34.	使用の制限または中止.....	14
35.	損害賠償の免責.....	14
36.	設備の賠償.....	15
VI	契約の変更および終了.....	15
37.	電気需給契約の変更.....	15
38.	名義の変更.....	15
39.	電気需給契約の廃止.....	15
40.	需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う料金の精算.....	15
41.	需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算.....	16
42.	解約等.....	16
43.	電気需給契約消滅後の債権債務関係.....	16
VII	供給方法, 工事および工事費の負担金.....	16
44.	供給方法および工事.....	16
45.	工事費負担金等相当額の申受け等.....	16
VIII	保安.....	17
46.	保安の責任.....	17
47.	保安等に対するお客さまの協力.....	17
IX	その他.....	17
48.	管轄裁判所.....	17
49.	電気需給約款の変更.....	17
50.	暴力団排除に関する条項.....	17
51.	信用情報の共有.....	18
別紙 1	その他定める事項.....	1
別紙 2	電気料金の算定.....	1
別表 1	燃料費調整.....	3
別表 2	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	5
別表 3	契約負荷設備の総容量の算定.....	5
別表 4	標準容量換算表.....	6

別表 5	負荷設備の入力換算容量.....	8
別表 6	加重平均力率の算定.....	11
別表 7	契約容量および契約電力の算定方法	11
別表 8	使用電力量の協定	11
別表 9	日割計算の基本式	12

I 総則

1. 適用

当社が、低圧で電気の供給を受ける需要に応じて、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）によります。

2. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (6) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (7) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (8) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (9) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (10) 最大需要電力
30 分ごとの需要電力の最大値であって、記録型等計量器により計量される値をいいます。
- (11) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (12) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下再生可能エネルギー特別措置法といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (14) 所轄の送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社のうち、お客さまの需要場所を管轄するものをいい、その管轄する地域をそれぞれ北海道電力管内、東北電力管内、東京電力管内、中部電力管内、北陸電力管内、関西電力管内、中国電力管内、四国電力管内、九州電力管内といいます。
- (15) 給電指令
お客さまの電気の使用について、所轄の送配電事業者から指令することをいいます。
- (16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(18) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、消費税率が引き上げられた場合、7（電気需給契約の成立および契約期間）に定める電気需給契約の有効期間中の消費税率は、当該電気需給契約の有効期間を月割し、対応する消費税率を適用するものとします。また、消費税率にかかる法令改正等がある場合、法令適用開始日以降の契約期間分に対応する料金には、改正後の法令の取り扱いに則った消費税率を適用するものとします。

3. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1 ワット(W)または1 ボルトアンペア(VA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセント(%)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

4. 実施細目

- (1) この需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) この需給約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約について

5. 電気需給契約の申込みおよび電気需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが新たにこの需給約款のもと電気需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および所轄の送配電事業者の託送供給等約款ならびにその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則として当社所定の様式によってお申込みいただきます。また、次の事項をあらかじめ協議させていただきます。契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払い方法等。また、契約電流、契約電力および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始日以降1年間の電気の使用計画を申し出ていただきます。

- (2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ所轄の送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (3) お客様が保安等のために必要とされる電気については、託送約款等に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

6. 契約の要件

お客様に当社が電気を供給する際は、所轄の送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客様には、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ託送約款等における需要者にかかわる事項および託送約款等で定める技術要件を遵守し、所轄の送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

7. 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客様からの電気需給契約の申込みにもとづき、電気供給に関する諸条件を確認させていただいたうえ、契約条件について当社と合意に達したときに成立いたします。なお、当社と合意に達したときは、当社が12（電気需給契約書の作成）の電気需給契約書を発送または手交した日とし、これによりがたい場合には、12（電気需給契約書の作成）の電気需給契約書に調印を行った日といたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 電気需給契約が成立した日を契約期間開始日とし、10（供給の開始）(1)に定める需給開始日から1年が経過する日を契約期間満了日といたします。
ただし、当社からの要請により、初年度の契約期間満了日を契約期間開始日が属する年度の末日とさせていただく場合があります(年度は、4月1日から翌年3月31日までとします)。
 - ロ 契約期間満了日の1月前（電気需給契約に別途通知期限を定める場合を除きます。）に先立って、お客様または当社から相手方に対して別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ 契約期間満了日の1月前（電気需給契約に別途通知期限を定める場合を除きます。）に先立って、お客様または当社から相手方に対し電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の書面または電磁的方法による通知があった場合は、電気需給契約は、契約期間満了日に終了となります。

8. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

9. 電気需給契約の単位

当社は、1需要場所について、1契約種別を適用して、1電気需給契約を結びます。ただし、従量電灯と低圧電力の2つの契約種別をあわせて契約する場合を除きます。

10. 供給の開始

- (1) 当社は、電気需給契約が成立したときは、お客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) お客様の責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客様には、供給開始がなされるまでの基本料金の50パーセント相当額を負担していただきます。
- (3) 当社の責に帰すべき理由により、お客様との協議によって定めた需給開始日を延期する場合、当社は実際の需給開始日までの期間、お客様が他の電気事業者より供給された電気に支払った金額と当社との契約における金額との差額を負担いたします。

- (4) 天候、用地交渉、停電交渉等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11. 供給の単位

当社は、特別の事情がない限り、1 需要場所につき 1 供給電気方式 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

12. 電気需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

III 料金および契約種別

13. 料金

- (1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他電気供給をするうえで必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。
- (2) 料金に関しては、(1)の情報を基に電気需給契約書に定めさせていただきます。
- (3) 料金は、別紙 2（電気料金の算定）のとおりといたします。なお、事前にいただいた情報と各使用電力量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。

14. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。また、種別ごとの詳細については、当社とお客さまとの協議により決定させていただきます。

契約種別	従量電灯 B
	従量電灯 C
	低圧電力

15. 従量電灯 B

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、所轄の送配電事業者の供給設備の状況等から所轄の送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、所轄の送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、所轄の送配電事業者の託送供給等約款に準拠し標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、または 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 所轄の送配電事業者は、契約電流に応じた電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限さ

れる装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、所轄の送配電事業者は、電流制限器を取り付けないことがあります。

(4) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または所轄の送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

16. 従量電灯 C

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、所轄の送配電事業者の供給設備の状況等から所轄の送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、所轄の送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、所轄の送配電事業者の託送供給等約款に準拠し標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント

50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント
-----------------------	----------

- ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または所轄の送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ハ イおよびロによって契約容量を定められない場合は、お客さまからの申し出にもとづき、当社との協議により契約電力を定めるものとします。

17. 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、所轄の送配電事業者の供給設備の状況等から所轄の送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、所轄の送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、所轄の送配電事業者の託送供給等約款に準拠し標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4（標準容量換算表）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定して

いただきます。なお、当社または所轄の送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (5) その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

IV 料金の算定および支払い

18. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

19. 検針日

検針日は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

20. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

21. 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係わる30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、電気需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とします。なお、当社は、所轄の送配電事業者から受領した検針の結果を、当該検針の結果に係る料金の請求の際にお客さまにお知らせいたします。
- (2) 力率の算定は、所轄の送配電事業者が設置した電力量計により行うものといたします。
- (3) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (4) 所轄の送配電事業者の計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

22. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、停止し、もしくは電気需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、所轄の送配電事業者が接続供給を再開し、もしくは停止した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき
- (2) 料金は、電気需給契約ごとに需給契約、この需給約款および別紙、別表に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。ここに、(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- イ 基本料金は、別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。なお、力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

23. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、原則として検針日といたします。ただし、21（使用電力量等の計量）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
- (2) 24（料金その他の支払方法）(8)の場合は、当該支払期に属する最終月の検針日といたします。
- (3) 特別高圧または高圧で検針日が毎月 1 日のお客さまの料金の支払期日は検針日の属する月の 27 日、特別高圧または高圧で検針日が毎月 1 日以外のお客さまおよび低圧のお客さまの料金の支払期日は検針日の属する月の翌月 27 日とし、以下のイからニの場合を除き別紙 1（その他定める事項）1 に定める料金等のお支払のための金融機関の該当口座から自動引落しいたします。ただし、当該期日において支払義務が発生していない場合には、支払義務が発生した月の翌月 27 日を支払期日とします。なお、支払期日の最終日が金融機関の休業日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。
 - イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
 - ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
 - ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
 - ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) (3)イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。
 - イ (3)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期日を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から 2 営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 2 営業日以内といたします。
 - ロ (3)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日以内といたします。
- (5) お客さまが、(3)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出てください。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

24. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、その他についてはそのつど、イ、ロまたはハによりお支払いただきます。
 - イ 別紙 1（その他定める事項）1 に定める料金等のお支払のための金融機関の該当口座より自動引落しする方法（ただし当社が別途指定する場合は除きます。）（なお、振込手数料は当社が負担いたします。）
 - ロ 当社が指定した金融機関等を通じて、お客さまが当社の指定するクレジット会社またはクレジット決済を代行する会社（以下「クレジット会社」といいます。）との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法
 - ハ 当社が指定した金融機関等にお振込みする方法（なお、振込手数料はお客さま負担といたします。）

- (2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、28(料金の支払義務および支払期日)(3)に定めた期日に料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき
 - ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金が当社が指定した金融機関等に振り込まれたとき
- (3) (1)イ、ロまたはハによる支払いがなされなかった場合には、当社が請求情報および支払方法を書面、電磁的方法ほか当社が適切と判断する方法を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払う方法によりお振込みいただきます。また、この時、お振込手数料はお客さまのご負担となります。当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (4) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (5) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 当社は、(1)または(3)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人(以下「債権回収会社等」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (7) 支払っていただいた料金は、支払義務の発生した順序で充当いたします。
- (8) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (9) 当社は、電気の使用に先だって予納金を申し受けることがあります。なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。

25. 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき
 - (イ) 他の電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (4) 当社は、電気需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

26. 適正契約の保持等

当社は、電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

27. 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他の契約のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

28. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および所轄の送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29. 電気の使用に伴うお客さまの協力

電気の供給の実施に伴い、必要に応じて当社指定の様式（電気使用計画書）に従い、当社の定める期間の使用電力量の計画書を提出していただきます。

30. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合その他託送約款等に定めのある場合には、所轄の送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止させることがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の所轄の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、所轄の送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社が所轄の送配電事業者からその旨の警告を受けた場合その他託送約款等に定めのある場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず改めない場合には、所轄の送配電事業者が電気の供給を停止させることがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に所轄の送配電事業者の供給設備または電気を使用された場合
 - ハ 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または所轄の送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ニ 29（電気の使用に伴うお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) 当社が所轄の送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求められ、当社がお客さまに 26（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、所轄の送配電事業者が電気の供給を停止させることがあります。

31. 供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、所轄の送配電事業者はすみやかに電気の供給を再開いたします。

32. 供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の50パーセント相当額を22（料金の算定）(3)または(4)により停止期間中の日数につき日割計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

33. 違約金

- (1) お客さまが30（供給の停止）(2)ロまたは次のいずれかの場合に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - イ 契約負荷設備以外の負荷設備または契約受電設備以外の受電設備によって電気を使用された場合
 - ロ 動力（付帯電灯を含みます。）のみを使用する需要で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合
- (2) (1)の免れた金額は、電気需給契約、この需給約款および別紙、別表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、当社が決定した期間といたします。

34. 使用の制限または中止

- (1) 所轄の送配電事業者は、次のいずれかの場合その他託送約款等に定めのある場合には、お客さまの電気の使用を制限し、または中止することがあります。
 - イ 所轄の送配電事業者が維持および運用する供給設備（所轄の送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 所轄の送配電事業者が維持および運用する供給設備（所轄の送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ その他託送約款等に定めがある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

35. 損害賠償の免責

- (1) 当社は10（供給の開始）(3)にしたがって、お客さまに対し差額を負担する場合を除き、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 34（使用の制限または中止）によって所轄の送配電事業者が、お客さまの電気の使用を制限し、または中止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが5（電気需給契約の申込みおよび電気需給契約締結前の確認事項）(4)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責めを負いません。
- (4) 30（供給の停止）によって所轄の送配電事業者がお客さまの電気の供給を停止した場合、42（解約等）によって当社が電気需給契約を解約した場合、または期間満了によって電気需給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さままたは当社が損害を受けた場合、当社またはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 当社は、所轄の送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責めを負いません。

- (8) その他、当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

36. 設備の賠償

- (1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の所轄の送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が所轄の送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客様に支払っていただきます。
- (2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
- イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

37. 電気需給契約の変更

- (1) お客様が電気需給契約の変更を希望される場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。
- (2) (1)の場合、当社は、電気需給契約の変更前は、電気需給契約の変更内容を、変更後は、電気需給契約の変更内容、電気需給契約の成立日、供給地点特定番号および当社の名称および所在地を、お客様にお知らせいたします。なお、当社は、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付によりお客様にお知らせいたします。また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

38. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社へ書面または電磁的方法により申し出ていただきます。

39. 電気需給契約の廃止

- (1) 電気需給契約は、その期間満了をもって消滅いたします。
- (2) お客様または当社が本契約の解約を希望する場合には、解約を希望する月の検針日（以下「廃止期日」といいます。）の1月前までに相手方にその旨を書面または電磁的方法にて通知することで、当該検針日をもって本契約を解約することができるものとします。
- (3) 前項の規定により電気需給契約が終了する場合、廃止期日をもって消滅するものといたします。
- (4) 当社および所轄の送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により所轄の送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

40. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

お客様が契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約が消滅する場合もしくはお客様が契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合、または契約電力を増加された後に、電気需給契約が消滅する場合もしくはお客様が契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、当社が託送約款等に基づき所轄の送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客様より申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

41. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力、契約電流、契約容量の変更または電気需給契約が消滅する場合において、当社が託送約款等に基づき所轄の送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

42. 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、1月前までに書面または電磁的方法により解約通知を行ったうえで、契約を解約いたします。
 - イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
 - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ お客さまがこの需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ヘ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
 - ト お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
 - チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - リ お客さまがその他この需給約款に反した場合
- (2) 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまが、39（電気需給契約の廃止）(2)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は消滅するものといたします。
- (4) 38（名義の変更）の際に、当社は電気需給契約を解約し、または25（保証金）に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。

43. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担金

44. 供給方法および工事

所轄の送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

45. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 所轄の送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 所轄の送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。この場合には、所轄の送配電事業者がその設備を無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が所轄の送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

VIII 保安

46. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の所轄の送配電事業者の電気工作物について、所轄の送配電事業者が保安の責任を負います。

47. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を所轄の送配電事業者へ通知していただきます。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の所轄の送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが所轄の送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが所轄の送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、所轄の送配電事業者に事前に通知していただきます。この場合において、保安上特に必要があるときには、所轄の送配電事業者は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

IX その他

48. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

49. 電気需給約款の変更

当社は、所轄の送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令の改正等によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合は、この需給約款を変更することがあります。この場合、当社は変更後の内容を書面、電子メール、ホームページでの閲覧など当社が適当と判断する方法によりお客さまにお知らせし、お客さまから書面または電磁的手法による異議の申し出が無いときは、契約期間中であっても変更後の電気需給約款を適用いたします。また、当社は、変更後の電気需給約款の適用後に、変更後の電気需給約款を書面、電子メール、ホームページでの閲覧など当社が適当と判断する方法にて通知するものとします。お客さまは、当該取扱いについて、あらかじめ承諾していただきます。

50. 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約申込み時、締結時および将来にわたり、電気需給契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- (2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - イ 暴力団員等が経営を支配しまたは実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任をこえた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他、上記に準ずる行為
- (4) お客さまおよび当社は、相手方が(2)および(3)のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとします。
- (5) お客さまおよび当社は、(4)にもとづく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

51. 信用情報の共有

当社は、お客さまが 42（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該電気需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

この需給約款は 2026 年 4 月 1 日より施行するものとします。

別紙 1 その他定める事項

1. 料金等のお支払のための金融機関の該当口座

電気の供給開始に先立ち、お客さまには電気料金等のお支払のために、三菱 UFJ ファクター株式会社のマルチバンク口座振替サービスにお申し込まさせていただきます。このお申込においてお客さまが指定する口座を電気需給約款における金融機関の該当口座といたします。なお、マルチバンク口座振替サービスのお申込が三菱 UFJ ファクター株式会社にて受理されたことが確認できない時は、電気需給契約の締結をお断りすること、または当社が電気需給契約を解約することができるものとします。

別紙 2 電気料金の算定

1. 従量電灯 B, 従量電灯 C および低圧電力

料金は、基本料金、従量料金または電気需給契約書に記載する単価によって算定された金額および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 1 (燃料費調整) (3)に定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が別表 1 (燃料費調整) (3)に定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、割引が適用される場合、次のように定める割引率を乗じて算定された割引額を、料金から差し引きます。

(1) 基本料金

基本料金は、電気需給契約書に記載する単価によって算定いたします。ただし、電気をまったく使用しない場合の基本料金は、半額とします。また、低圧電力の場合、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(2) 従量料金

従量料金は、電気需給契約書に記載する単価およびその 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と従量料金との合計が金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

最低月額料金	北海道電力管内	417 円 19 銭
	東北電力管内	358 円 95 銭
	東京電力管内	328 円 08 銭
	中部電力管内	277 円 09 銭
	北陸電力管内	302 円 50 銭
	九州電力管内	335 円 34 銭

(4) 割引

(1)および(2)によって算定された基本料金と従量料金との合計につき、割引(%)を電気需給契約書に定めます。

(5) 力率割引および割増し

低圧電力において、電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 6 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合 (17 (低圧電力) (4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセ

ントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。また、中国電力管内および北陸電力管内は割引および割増しの対象外といたします。

別表 1 燃料費調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ は (3) に定める定数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。基準燃料価格は(3)に定める定数といたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用するものとし、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金にかかわる計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、(3)に定める定数といたします。

(3) 燃料費調整単価算定諸元表

地域		
北海道電力管内	係数 α	0.1874
	係数 β	0.0899
	係数 γ	1.0036
	基準燃料価格	80,800 円
	基準単価	17 銭 3 厘
東北電力管内	係数 α	0.0259
	係数 β	0.2563
	係数 γ	0.8915
	基準燃料価格	83,500 円
	基準単価	19 銭 7 厘
東京電力管内	係数 α	0.0048
	係数 β	0.3827
	係数 γ	0.6584
	基準燃料価格	86,100 円
	基準単価	18 銭 3 厘
中部電力管内	係数 α	0.0275
	係数 β	0.4792
	係数 γ	0.4275
	基準燃料価格	45,900 円
	基準単価	23 銭 3 厘
北陸電力管内	係数 α	0.0415
	係数 β	0.0745
	係数 γ	1.2499
	基準燃料価格	79,800 円
	基準単価	16 銭 5 厘
関西電力管内	係数 α	0.0140
	係数 β	0.3483
	係数 γ	0.7227
	基準燃料価格	27,100 円
	基準単価	16 銭 5 厘
中国電力管内	係数 α	0.0406
	係数 β	0.0992
	係数 γ	1.1994
	基準燃料価格	80,300 円
	基準単価	21 銭 2 厘
四国電力管内	係数 α	0.0875
	係数 β	0.0770
	係数 γ	1.1770
	基準燃料価格	80,000 円
	基準単価	15 銭 4 厘
九州電力管内	係数 α	0.0053
	係数 β	0.1861
	係数 γ	1.0757
	基準燃料価格	27,400 円
	基準単価	13 銭 6 厘

(4) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、各平均燃料価格算定期間において、別表 1（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

別表 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

別表 3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

- (2) (1)により，契約負荷設備の総容量を算定することが不相当と認められる場合は，別表 4（標準容量換算表）による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし，寮，アパート等は，建物構造を参考に協議決定いたします。

別表 4 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は，次のとおりといたします。なお，多灯式けい光灯は，管数にかかわらず 1 灯とし，コンセント，分岐ソケットおよびテーブルタップは，差込口の数を取付灯数に算入いたします。

取付 灯数	負荷設備容量										
	住宅用	営工業用									
10以下	1.4	1.7	100	6.2	7.4	198	9.6	11.8	312	13.6	17.0
12	1.7	2.0	102	6.3	7.4	200	9.7	11.9	314	13.7	17.1
14	2.1	2.4	104	6.4	7.5	202	9.8	12.0	316	13.7	17.2
16	2.5	2.8	106	6.4	7.6	204	9.8	12.1	318	13.8	17.3
18	2.7	3.0	108	6.5	7.7	206	9.9	12.2	320	13.9	17.4
20	3.0	3.2	110	6.6	7.8	208	10.0	12.3	322	14.0	17.5
22	3.1	3.3	112	6.6	7.9	218	10.3	12.7	324	14.0	17.6
24	3.2	3.5	114	6.7	8.0	220	10.4	12.8	326	14.1	17.7
26	3.3	3.6	116	6.8	8.1	222	10.5	12.9	328	14.2	17.8
28	3.4	3.7	118	6.9	8.2	224	10.5	13.0	330	14.2	17.9
30	3.5	3.9	120	6.9	8.3	226	10.6	13.1	332	14.3	17.9
32	3.6	4.0	122	7.0	8.4	228	10.7	13.2	334	14.4	18.0
34	3.8	4.2	124	7.1	8.5	230	10.8	13.3	336	14.4	18.1
36	3.9	4.3	126	7.1	8.5	232	10.8	13.4	338	14.5	18.2
38	4.0	4.5	128	7.2	8.6	234	10.9	13.5	340	14.6	18.3
40	4.1	4.6	130	7.3	8.7	236	11.0	13.6	342	14.7	18.4
42	4.2	4.7	132	7.3	8.8	238	11.0	13.7	344	14.7	18.5
44	4.3	4.8	134	7.4	8.9	240	11.1	13.7	346	14.8	18.6
46	4.3	4.9	136	7.5	9.0	242	11.2	13.8	348	14.9	18.7
48	4.4	5.0	138	7.5	9.1	244	11.2	13.9	350	14.9	18.8
50	4.5	5.1	140	7.6	9.2	246	11.3	14.0	352	15.0	18.9
52	4.6	5.2	142	7.7	9.3	248	11.4	14.1	354	15.1	19.0
54	4.6	5.3	144	7.8	9.4	258	11.7	14.6	356	15.1	19.0
56	4.7	5.3	146	7.8	9.5	260	11.8	14.7	358	15.2	19.1
58	4.8	5.4	148	7.9	9.5	262	11.9	14.8	360	15.3	19.2
60	4.8	5.5	150	8.0	9.6	264	11.9	14.8	362	15.3	19.3
62	4.9	5.6	152	8.0	9.7	266	12.0	14.9	364	15.4	19.4
64	5.0	5.7	154	8.1	9.8	268	12.1	15.0	366	15.5	19.5
66	5.0	5.8	156	8.2	9.9	270	12.1	15.1	368	15.6	19.6
68	5.1	5.9	158	8.2	10.0	272	12.2	15.2	370	15.6	19.7
70	5.2	6.0	160	8.3	10.1	274	12.3	15.3	372	15.7	19.8
72	5.3	6.1	162	8.4	10.2	276	12.4	15.4	374	15.8	19.9
74	5.3	6.2	164	8.5	10.3	278	12.4	15.5	376	15.8	20.0
76	5.4	6.3	166	8.5	10.4	280	12.5	15.6	378	15.9	20.0
78	5.5	6.3	168	8.6	10.5	282	12.6	15.7	380	16.0	20.1
80	5.5	6.4	178	8.9	10.9	284	12.6	15.8	382	16.0	20.2
82	5.6	6.5	180	9.0	11.0	286	12.7	15.8	384	16.1	20.3
84	5.7	6.6	182	9.1	11.1	288	12.8	15.9	386	16.2	20.4
86	5.7	6.7	184	9.1	11.2	298	13.1	16.4	388	16.3	20.5
88	5.8	6.8	186	9.2	11.3	300	13.2	16.5	390	16.3	20.6
90	5.9	6.9	188	9.3	11.4	302	13.3	16.6	392	16.4	20.7
92	5.9	7.0	190	9.4	11.5	304	13.3	16.7	394	16.5	20.8
94	6.0	7.1	192	9.4	11.6	306	13.4	16.8	396	16.5	20.9
96	6.1	7.2	194	9.5	11.6	308	13.5	16.9	398	16.6	21.0
98	6.2	7.3	196	9.6	11.7	310	13.5	16.9	400	16.7	21.1

(単位：キロボルトアンペア)

別表 5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量 入力 (キロワット)	
出力 (馬力) ×	93.3 パーセント
出力 (キロワット) ×	125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75 マイクロファラッド以下	1
	0.75 マイクロファラッド超過	1.5 マイクロファラッド以下	2
	1.5 マイクロファラッド超過	3 マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント
- ロ イ以外の場合
入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別表 6 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{\begin{array}{c} 100 \\ \text{パーセント} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} + \begin{array}{c} 90 \\ \text{パーセント} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{力率 90} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} + \begin{array}{c} 80 \\ \text{パーセント} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{力率 80} \\ \text{パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

別表 7 契約容量および契約電力の算定方法

15（従量電灯 B）(5)イ、16（従量電灯 C）(4)イまたは 17（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3相 3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

別表 8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算

上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき
次の算式によって算定いたします。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

別表 9 日割計算の基本式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、27（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 日割計算に応じて従量料金を算定する場合

(イ) 27 (料金の算定) (1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 27 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = \text{第1段階料金基準電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、第1段階料金基準電力量までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{aligned} \text{第2段階料金適用電力量} &= (\text{第2段階料金基準電力量} - \text{第1段階料金基準電力量}) \\ &\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \end{aligned}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、第1段階料金基準電力量をこえ第2段階料金基準電力量までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) (イ)によって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ハ) 22 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 22 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 22 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 電気需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 電気需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。
- (5) 日割計算の基本算式における基準電力量は次のとおりといたします。

契約種別	基準電力量	
従量電灯 B	第 1 段階料金基準電力量	120 キロワット時
	第 2 段階料金基準電力量	300 キロワット時
従量電灯 C	第 1 段階料金基準電力量	120 キロワット時
	第 2 段階料金基準電力量	300 キロワット時